

## 玄米及び精米の表示（容器包装に入れたもの）



必要な表示事項は、次の5点です。

- ◆ 容器包装の見やすい箇所に一括して表示します。

※表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305（1962）に規定する **12 ポイント**  
（内容量が3kg以下のものは8ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字を使用

### ① 名 称

- 「玄米」、「もち精米」、「胚芽精米」、「うるち精米（うるちを省略しても可）」のうち内容を表すものを表示します。

### ② 原料玄米

- 原料玄米の表示は、単一原料米かそれ以外か、また、「産地」、「品種」、「産年」に係る根拠を示す資料を有するかどうかにより表示内容が異なります。

#### <表示事項>

- ◆ ア…「産地」、「品種」及び「産年」が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米の場合

- 「単一原料米」と記載し、「産地」、「品種」、「産年」を表示
- 「産地」は、国産品は「都道府県名」、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品は「原産国名」又は一般的に知られている地名を表示

- ◆ イ…ア以外の場合

- 「複数原料米」、「ブレンド米」等の表示
- 「産地」（国産品は「国内産」、輸入品は「原産国名」）と、その使用割合を表示
- 「国内産 △△割」または「〇〇産 △△割」の表示の下に「産地」、「品種」、「産年」のうち、根拠を示す資料を保管している場合に限り、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せてカッコ書きで表示することができます。

- 「産地」、「品種」、「産年」、その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法を表示することができます。  
例えば、国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関等による証明を受けた場合は、これらの証明を受けた旨を、また、これらの証明を受けていない場合は表示の確認方法を表示することができます。

なお、表示義務ではないため、必ず表示しなければならないということではありませんが、表示することが望ましいとされています。

ただし、表示する場合は、根拠を示す資料を保管する必要があります。

- ③ 内容量 グラムまたはキログラムの単位で記載します。

### ④ 精米時期

- 精米は「精米時期」、玄米は「調製時期」を記載します。
- 輸入品で、精米時期または調製時期が不明なものは「輸入時期」を記載します。
- なお、混合したものは、精米時期、調製時期または輸入時期のうち最も古い時期を記載します。
- 表示例：令和7年10月1日、07.10.上旬、2025.10.01、25.10.上旬 等

### ⑤ 販売者（または精米工場）

- 販売者（精米工場）の氏名または名称、住所及び電話番号を記載します。
- 表示を行う者が精米工場の場合は、「販売者」に代えて「精米工場」と記載します。

#### 【ご存知ですか？】

- ◆ 一度、使用した米の紙袋を再利用する際には注意しましょう

農産物検査法に基づく農産物検査証明の表示がある米袋を再利用し、再び米を入れて流通させる場合には、表示を抹消・除去する必要があります。